

業種別 9 2 団体に対する職業安定局長要請文

職業安定行政の運営につきましては、平素から格別の御協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、最近、企業防衛懇話会と称するものから、企業の人事関係において利用される事を目的として「人事極秘・特殊部落地名総鑑」という同和地区住民の就職の機会均等の保障に影響を及ぼし、その他様々の差別を招来し助長する悪質な冊子が発行され、一部企業に販売されるという事件が発生いたしました。

言うまでもなく、同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に係わる課題であります。したがって、その早急な解決を図ることは国及び地方公共団体の責務であり、同時に国民的課題であると言わなければなりません。

労働省は従来から、同和地区の住民に就職の機会均等を完全に保障することが同和問題解決の中心的課題であるとの認識に立って、職業指導・職業紹介及び就職に際しての各種援護施策並びに雇用主に対する研修等を行ってまいりましたが同和対策事業特別措置法の施行以来すでに7年が経過した現在、なお、このような事件が発生したことは、誠に遺憾にたえません。

労働省といたしましては、従来の施策の点検を行うとともに、同和対策の更に一層強力な推進を図っていく所存であります。同和問題の真の解決には国民各位とりわけ企業の皆様方が、この問題の解決に真剣に取り組まれることが不可欠であると信ずるものであります。

このため、本日付けをもちまして、日本経営者団体連盟ほか5団体に対し、関係12省庁事務次官名により、別紙のとおり要請をいたしておりますが、貴団体におかれましても、さん下の各企業に対し、同和問題に対する正しい理解と認識を更に深め、同和地区の住民の基本的人権、特に就職の機会均等の権利が、企業によって侵害されることのないよう万全の配慮をするとともに、同和問題解決のために企業としての社会的責任を十分果たすよう、徹底方について特段の御尽力を賜わりますよう要請いたします。

末筆ながら貴団体の今後の御発展をお祈り申し上げます。

昭和 50 年 12 月 15 日

労働省職業安定局長

遠 藤 政 夫

全国銀行協会連合会

殿

他業種別団体 92 団体